

[ライフ・イノベーション分野]
総合特別区域評価・調査検討会における評価結果

令和6年度

ふじのくに先端医療総合特区

[指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i)、ii)の平均値 ※『-』とされている箇所については平均値計算から除外

4.7

i)取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	がん診断装置・診断薬の開発	100%	5
2	その他医療関連製品の開発	100%	5
3	医療分野に活用可能な山梨県企業の高い技術力について、静岡県企業がファルマバレーセンター及びメディカル・デバイス・コリドー推進センターに相談した件数	107%	5
4	医療機器産業人材の育成人材(静岡県・山梨県)	117%	5
5	新規医療機器製造業登録・製造販売業許可取得件数(静岡県・山梨県内)	212%	5
6	医療関連製品開発支援件数(静岡県・山梨県)	100%	5
7	製造業等の企業立地件数(静岡県・山梨県内)	73%	3

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 6 + 4 \times 0 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 5 = 4.7$

4.7

※1)1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。

(例)評価指標1について、a:5・b:4・c:3という3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2)数値目標○は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が一致しない。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii)取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.6

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii)の平均値 ※『-』とされている箇所については平均値計算から除外

5.0

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

専門家による評価の平均値

-

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

5.0

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

5.0

III 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

5.0

・複数年にわたって、十分な実績が積みあがっており、「特区」としての存在意義を十分に認識できるものと考える。「実用化・商業化」という観点では、発展(成長)の余地が残されていると感じるため、今後の発展に期待したい。

・本特区は、静岡がんセンターを中心とするファルマバレープロジェクトを基盤に、山梨県と連携してがんゲノム医療と医療機器産業クラスターの形成を着実に進展させている点で高く評価できる。

・本特区は数値目標の多くを達成又は上回り、地域経済活性化と雇用創出、さらには国際競争力のある医療技術の開発・普及に寄与しており、他地域の模範となる優れた取組であると評価できる。

・ほぼ全ての指標において数値目標を達成している点が高く評価できる。製造業等の企業立地件数においては目標未達であるものの継続的な取組がなされている点を評価する。総じて事業の順調な進捗が伺える。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

5.0

総合評価

I、II 及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(4.7+5+5 \times 2) / 4 = 4.9$

4.9

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5~1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。